

# 山陽小野田市空家等対策協議会運営要領

平成29年9月26日制定

(趣旨)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第3項の規定に基づき、山陽小野田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、法及び山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例（平成29年山陽小野田市条例第16号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集するものとする。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(会議の決定)

第4条 議長は、委員として採決に加わることができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の除斥)

第5条 委員は、協議会で協議する事項が自己又は三親等内の親族の利害に関係のある場合は、自ら議長に申出をし、当該議事の採決に加わることができないものとする。ただし、協議会の同意があったときは、採決に加わることができる。

(説明等の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 協議等の内容に法令等の規定により公開することができないこととされている情報が含まれている場合
- (2) 協議等の内容に個人情報その他非公開にすべき情報が含まれている場合
- (3) 協議会が会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な協議等に支障が生ずると認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が公開しない旨を決定した場合  
(傍聴の手続)

第8条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、市の職員（以下「職員」という。）の指示に従い、傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

第9条 議長は、傍聴席が満席となったときは、傍聴を制限することができる。

- 2 傍聴人が会議の終了前に傍聴を終え、退場したときは、前項の規定により傍聴を制限された者を、先に傍聴人受付簿に記入した者から傍聴させることができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
  - (2) ビラ、プラカード、旗、鉢巻き、腕章の類を携帯している者
  - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
  - (4) 拡声器、マイク、録音機、写真機、ビデオカメラの類を携帯している者
  - (5) 酒気を帯びていると認められる者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 2 議長は、必要に応じ、傍聴をしようとする者に対し、前項第1号から第4号までに規定する物品の携帯及び前項第5号の状態について職員に確認させることができる。
  - 3 議長は、傍聴をしようとする者が前項の規定による確認に応じなかったときは、傍聴を拒否することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない

- (1) 会議における言論に対して批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明し

ないこと。

- (2) 静粛を旨とし、私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 撮影又は録音をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第13条 傍聴人は、全て職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの要領に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(傍聴人への資料配布等)

第15条 傍聴人には、会議次第その他議長が必要と認めた資料を配布し、会議終了後、回収するものとする。

(部会の設置等)

第16条 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成29年規則第35号。以下「規則」という。）第14条第1項の規定により、協議会に、特定空家等対策部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、第11第2号及び第3号の事項について協議する。

3 部会の決議内容は、協議会へ報告し、協議会の承認を得るものとする。

(部会の運営)

第17条 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、部会の会議（以下「部会会議」という。）を開くことができない。

2 部会は、必要があると認めるときは、部会会議に部会委員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は部会委員以外の者に対し必要とする資料の提出を求めることができる。

3 部会の決議は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会会議は、公開しない。

5 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、協議会の議決のあったとき（平成29年9月26日議決）から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、協議会の議決のあったとき（令和2年11月16日議決）から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、協議会の議決のあったとき（令和5年8月1日議決）から施行する。